

令和6年5月29日 開会

令和6年5月 日 閉会

令和6年第3回江差町議会臨時会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

承認第 1 号	令和 5 年度江差町一般会計補正予算（第 1 9 号）の専決処分の承認を求めることについて	P 1
承認第 2 号	令和 6 年度江差町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認を求めることについて	P 1 3
承認第 3 号	令和 6 年度江差町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求めることについて	P 2 5
承認第 4 号	江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	P 3 7
承認第 5 号	過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	P 4 9
議案第 1 号	令和 6 年度江差町一般会計補正予算（第 4 号）について	P 5 3
議案第 2 号	財産の取得について	P 6 7

承認第 1 号

令和 5 年度江差町一般会計補正予算（第 19 号）の専決処分の承認を求めることについて

令和 5 年度江差町一般会計補正予算（第 19 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 29 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

江差町ふるさと応援基金積立（珠洲市災害支援分）に係る経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

江差町長 照井 誉之介

令和5年度江差町一般会計補正予算（第19号）

令和5年度江差町一般会計補正予算（第19号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ12,665千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,302,265千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	企画費	珠洲市災害支援寄附代理 受入事業	12,665				12,665		
計			12,665				12,665		

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
16寄 附 金		241,501	12,665	254,166
	1寄 附 金	241,501	12,665	254,166
合 計		7,289,600	12,665	7,302,265

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		1,858,942	12,665	1,871,607
	1総務管理費	1,797,814	12,665	1,810,479
歳出合計		7,289,600	12,665	7,302,265

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 6 寄 附 金	241,501	12,665	254,166
歳 入 合 計	7,289,600	12,665	7,302,265

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
総務費	1,858,942	12,665	1,871,607			12,665	
歳出合計	7,289,600	12,665	7,302,265	0	0	12,665	0

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 寄附金	241,501	12,665	254,166
1 寄附金	241,501	12,665	254,166
1 寄附金	241,501	12,665	254,166
歳 入 合 計	7,289,600	12,665	7,302,265

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1 寄 附 金	12,665	ふるさと応援寄附金（災害支援分）

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,858,942	12,665	1,871,607			12,665	
1 総務管理費	1,797,814	12,665	1,810,479			12,665	
6 企画費	899,148	12,665	911,813			12,665	
歳 出 合 計	7,289,600	12,665	7,302,265	0	0	12,665	0

承認第 2 号

令和 6 年度江差町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度江差町一般会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 2 9 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

珠洲市災害支援寄附代理受入事業に係る経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和6年4月1日

江差町長 照井 誉之介

令和6年度江差町一般会計補正予算（第2号）

令和6年度江差町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ12,665千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,187,899千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	企画費	珠洲市災害支援寄附代理 受入事業	12,665				12,665		
計			12,665				12,665		

第1表 歳入歳出予算補正

歲入

単位：千円

[illegible]

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		1,411,759	12,665	1,424,424
	1総務管理費	1,363,156	12,665	1,375,821
歳出合計		6,175,234	12,665	6,187,899

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 8 繰 入 金	566,106	12,665	578,771
歳 入 合 計	6,175,234	12,665	6,187,899

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,411,759	12,665	1,424,424			12,665	
歳出合計	6,175,234	12,665	6,187,899	0	0	12,665	0

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 繰入金	566,106	12,665	578,771
1 基金繰入金	566,106	12,665	578,771
4 ふるさと応援基金繰入金	211,000	12,665	223,665
歳 入 合 計	6,175,234	12,665	6,187,899

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
1 ふ る さ と 応 援 基 金 繰 入 金	12,665	ふるさと応援基金繰入金（災害支援分）

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,411,759	12,665	1,424,424			12,665	
1 総務管理費	1,363,156	12,665	1,375,821			12,665	
6 企画費	439,841	12,665	452,506			12,665	
歳 出 合 計	6,175,234	12,665	6,187,899	0	0	12,665	0

単位：千円

節		説明
区	分金額	
25 寄付金	12,665	珠洲市災害支援寄附代理受入分

承認第 3 号

令和 6 年度江差町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度江差町一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 2 9 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 6 年 5 月 1 2 日、厚沢部町鶉町付近の農業用施設周辺で行方不明となった町民の搜索活動に係る経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和6年5月13日

江差町長 照井 誉之介

令和6年度江差町一般会計補正予算（第3号）

令和6年度江差町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ30千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,187,929千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
消防費	災害対策費	行方不明者搜索活動	30					30	
計			30					30	

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
19繰越金		40,934	30	40,964
	1繰越金	40,934	30	40,964
合 計		6,187,899	30	6,187,929

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9消費費		376,418	30	376,448
	1消費費	376,418	30	376,448
合 計		6,187,899	30	6,187,929

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 9 繰越金	40,934	30	40,964
歳入合計	6,187,899	30	6,187,929

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
9消 防 費	376,418	30	376,448				30
歳 出 合 計	6,187,899	30	6,187,929	0	0	0	30

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰越金	40,934	30	40,964
1 繰越金	40,934	30	40,964
1 繰越金	40,934	30	40,964
歳 入 合 計	6,187,899	30	6,187,929

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
1 前 年 度 繰 越 金	30	

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
9 消防費	376,418	30	376,448				30
1 消防費	376,418	30	376,448				30
4 災害対策費	23,055	30	23,085				30
歳 出 合 計	6,187,899	30	6,187,929	0	0	0	30

単位：千円

節		説明
区分	金額	
10 需用費	30	食糧費

承認第 4 号

江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

江差町税条例（昭和 25 年条例第 21 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 29 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、江差町税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、江差町税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

令和6年4月1日

江差町長 照井 誉之介

江差町税条例の一部を改正する条例

江差町税条例（昭和25年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項各号中「又は金銭」を削り、「もの。」を「ものの」に改める。

第51条第2項中「によつて、町民税の減免を受けようとする者は」を「により町民税の減免を受けようとする者は、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によつて、」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第71条第2項中「によつて、」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によつて」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によつて」を「により」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の町民税に限り、個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の町民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の道民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の道民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴

収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては無いものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の町民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の町民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の町民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第二期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前

の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の町民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の町民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

（1） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（2） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（3） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の町民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除）

第7条の8 令和7年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、『「とする」』を『「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする』』に改める。

附則第10条の2中第21項を削り、第20項を第21項とし、同条第19項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第10条の2第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 町長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第 11 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「令和 4 年度又は令和 5 年度」を「令和 7 年度又は令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度又は令和 5 年度」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第 12 条の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5)」及び「(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 13 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第 15 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 16 条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 16 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条第 5 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

- (2) 第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律
(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日
(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の江差町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する潜在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第 5 号

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の
専決処分の承認を求めることについて

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（令和 3 年条例第 15 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 29 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る省令の一部改正に伴い、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

令和6年4月1日

江差町長 照井 誉之介

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（令和３年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「令和６年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第 1 号

令和 6 年度江差町一般会計補正予算（第 4 号）について

令和 6 年度江差町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 8, 3 2 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 2 0 6, 2 5 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 5 月 2 9 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 6 年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要があることによる。

令和6年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	住民運動対策費	コミュニティ助成事業(豊川町「豊栄山」山車等改修補助)	2,500				2,500		
農林水産業費	水産業振興費	豊かな前浜づくりプロジェクト	3,000				3,000		
商工費	商工業振興費	上町商店街人流創出消費促進事業	764					764	
消防費	常備消防費	行政組合分担金(救急資機材購入)	3,604					3,604	
消防費	消防施設費	行政組合分担金(消防車両1号車照明器具更新)	596					596	
教育費	事務局費	職員人件費(教委分)	2,460					2,460	
教育費	文化財保護費	開陽丸遺跡パイロット事業	5,400				5,000	400	
計			18,324				10,500	7,824	

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
17寄 附 金		220,001	3,000	223,001
	1寄 附 金	220,001	3,000	223,001
19繰 越 金		40,964	7,824	48,788
	1繰 越 金	40,964	7,824	48,788
20諸 収 入		85,557	7,500	93,057
	5受 託 事 業 収 入	11,048	5,000	16,048
	6雑 入	23,740	2,500	26,240
合 計		6,187,929	18,324	6,206,253

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		1,424,424	2,500	1,426,924
	1総務管理費	1,375,821	2,500	1,378,321
6農林水産業費		245,071	3,000	248,071
	3水産業費	32,396	3,000	35,396
7商工費		301,349	764	302,113
	1商工費	301,349	764	302,113
9消防費		376,448	4,200	380,648
	1消防費	376,448	4,200	380,648
10教育費		567,850	7,860	575,710
	1教育総務費	197,501	2,460	199,961
	4社会教育費	76,406	5,400	81,806
歳出合計		6,187,929	18,324	6,206,253

(1) 総括

単位：千円

- 58 -

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	1,424,424	2,500	1,426,924			2,500	
6農 林 水 産 業 費	245,071	3,000	248,071			3,000	
7商 工 費	301,349	764	302,113				764
9消 防 費	376,448	4,200	380,648				4,200
10教 育 費	567,850	7,860	575,710			5,000	2,860
歳 出 合 計	6,187,929	18,324	6,206,253	0	0	10,500	7,824

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
17 寄附金	220,001	3,000	223,001
1 寄附金	220,001	3,000	223,001
1 寄附金	220,001	3,000	223,001
19 繰越金	40,964	7,824	48,788
1 繰越金	40,964	7,824	48,788
1 繰越金	40,964	7,824	48,788
20 諸収入	85,557	7,500	93,057
5 受託事業収入	11,048	5,000	16,048
4 教育費受託事業収入	0	5,000	5,000
6 雑入	23,740	2,500	26,240
1 雑入	23,740	2,500	26,240
歳 入 合 計	6,187,929	18,324	6,206,253

単位：千円

節		説	明
区	分		
1	寄 附 金	3,000	企業版ふるさと納税
1	前 年 度 繰 越 金	7,824	前年度繰越金
1	社 会 教 育 費 受 託 事 業 収 入	5,000	奈良文化財研究所受託事業収入
2	雑 入	2,500	コミュニティ助成（一般財団法人自治総合センター助成）

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,424,424	2,500	1,426,924			2,500	
1 総務管理費	1,375,821	2,500	1,378,321			2,500	
8 住民運動対策費	57,299	2,500	59,799			2,500	
6 農林水産業費	245,071	3,000	248,071			3,000	
3 水産業費	32,396	3,000	35,396			3,000	
2 水産業振興費	22,739	3,000	25,739			3,000	
7 商工費	301,349	764	302,113				764
1 商工費	301,349	764	302,113				764
2 商工業振興費	69,530	764	70,294				764
9 消防費	376,448	4,200	380,648				4,200
1 消防費	376,448	4,200	380,648				4,200
1 常備消防費	212,110	3,604	215,714				3,604
3 消防施設費	115,139	596	115,735				596
10 教育費	567,850	7,860	575,710			5,000	2,860
1 教育総務費	197,501	2,460	199,961				2,460
2 事務局費	196,114	2,460	198,574				2,460
4 社会教育費	76,406	5,400	81,806			5,000	400
6 文化財保護費	10,522	5,400	15,922			5,000	400

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	2,500	コミュニティ助成事業 豊川町「豊榮山」山車等改修補助
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	3,000	ナマコ増殖事業補助
10 需 用 費	44	印刷製本費
12 委 託 料	720	上町商店街人流創出消費促進事業
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	3,604	行政組合分担金 救急資機材購入
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	596	行政組合分担金 消防車両1号車照明器具更新
1 報 酬	1,873	会計年度任用職員
3 職 員 手 当 等	280	会計年度任用職員 通勤手当 期末手当 勤勉手当
4 共 済 費	307	会計年度任用職員 共済組合負担金 社会保険料
7 報 償 費	50	水中遺跡調査 実地研修講師謝礼
8 旅 費	275	職員旅費 講師旅費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
歳 出 合 計	6,187,929	18,324	6,206,253	0	0	10,500	7,824

単位：千円

節		説明
区	分 金 額	
10 需 用 費	216	消耗品費 210 燃料費 6
12 委 託 料	4,404	開陽丸遺跡パイロット事業 270 木材分析 764 引揚遺物状態分析 3,200 潜水作業 170 水中ドローン
17 備 品 購 入 費	455	潜水・分析調査用備品

議案第 2 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 15 号）第 3 条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するため、議会の議決を求める。

記

- | | | | |
|---|--------|---|-----|
| 1 | 取得する財産 | マイクロバス 29 人乗・四輪駆動・低床型（福祉バス） | 1 台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 契約金額 | 11,990,000 円 | |
| 4 | 契約の相手方 | 函館市昭和 3 丁目 32 番 26 号
函館三菱ふそう自動車販売株式会社
代表取締役 佐々木 眞 | |

令和 6 年 5 月 29 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決に付さなければならない動産の買入れが予定価格 7,000,000 円以上であるため。